

3 設計施行方法について

- (1) 設置及び整備される公共施設の設計については、都市計画法 33 条の規定及び関係法令等により行う。
なお、帰属される土地については実測面積と公簿面積を整合させることとする。
- (2) 公共施設の工事に関し、「乙」が必要があるときは、その工事がこの協議書で定めるとおり行われているか否かについて確認することができるものとし、「甲」においても、この確認を求めることができるものとする。
- (3) 工事を廃止した場合、公共施設の復元は「甲」が責任をもって行う。
- (4) 現場の納まり、取り合いなどの関係で設計図書によることが不都合な場合には、「乙」と協議を行う。

4 帰属について

- (1) 「甲」が「乙」に対してする公共施設の引き渡しは、工事完了検査に合格し完了公告日の翌日に行う。
- (2) 帰属する土地の表示及び所有権保存、並びに所有権移転の登記は次により行う。
 - ・いずれも嘱託登記とし、これに関する調整及び書類の作成は「甲」が行い、係る費用を負担する。
 - ・嘱託登記は「甲」の要請に基づき「乙」が行う。
 - ・申請様式は「乙」が指定する。
 - ・「乙」へ帰属する土地等に所有権以外の権利がある場合は、あらかじめ「甲」が抹消する。
 - ・帰属する土地は、あらかじめ「甲」は嘱託登記前に区画を明確に分筆し、地目を変更する。

5 管理について

「乙」が管理者となる場合

- (1) 公共施設に故障があった場合の補修は、公共施設引渡し後、1 年間は「甲」が行う。

「甲」が管理者となる場合

- (1) 新たに設置される公共施設の内容については、工事完了公告後も引き続き「甲」が自主管理するものとし、後日権利の移転等により管理者に変更が生じても変更後の管理者が将来にわたり維持管理する。

以上